

社会福祉法人明和会役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下、役員等という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬支給対象者)

第2条 この規程における報酬支給対象者は以下のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 理 事
- (3) 監 事
- (4) 評議員
- (5) 評議員選任・解任委員
- (6) 苦情解決第三者委員

(報酬の種類)

第3条 役員等に対しその勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。

- (1) 理事長に対して月次理事長報酬
- (2) 理事に対して理事会出席報酬
- (3) 監事に対して監事会出席報酬及び理事会出席報酬
- (4) 評議員に対して評議員会出席報酬
- (5) 評議員選任・解任委員に対して評議員選任・解任委員会出席報酬
- (6) 苦情解決第三者委員に対して苦情解決第三者委員会出席報酬

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬の額は別表に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する月次報酬の支給は、毎月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。支払いは本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 理事に対する報酬は理事会に出席した都度、支給する。
- 3 監事に対する報酬は監事会及び理事会に出席した都度、支給する。
- 4 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 5 評議員選任・解任委員に対する報酬は評議員選任・解任委員会に出席した都度、支給する。

- 6 苦情解決第三者委員に対する報酬は苦情解決第三者委員会に出席した都度、支給する。
- 7 第2項から第6項までの報酬は通貨をもって本人に支払う。ただし、源泉徴収後の額とする。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し又は解任された場合はその日までの報酬を支給する。

3 報酬の日割り計算は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

4 前項の規定に関わらず、理事長が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については就業規則(出張旅費規程等)の定めによる。

附 則

この規程は平成29年4月1日に改正し、その日から施行する。

(改正後)

別表

社会福祉法人 明 和 会
平成 29 年 4 月 1 日現在

役員等報酬支給基準表

1. 理事長報酬

役 職	金額 (円)	備 考
理事長	360,000	月次報酬

2. 理事報酬

役 職	金額 (円)	備 考
理 事	20,000	理事会出席 1 回につき

3. 監事報酬

役 職	金額 (円)	備 考
監 事	30,000	監事会出席 1 回につき
監 事	20,000	理事会出席 1 回につき

4. 評議員報酬

役 職	金額 (円)	備 考
評議員	20,000	評議員会出席 1 回につき

5. 評議員選任・解任委員報酬

役 職	金額 (円)	備 考
評議員選任・解任委員	10,000	評議員選任・解任委員会出席 1 回につき

6. 苦情解決第三者委員報酬

役 職	金額 (円)	備 考
苦情解決第三者委員	10,000	苦情解決第三者委員会出席 1 回につき

7. 上記 2. ～ 6. までの報酬は源泉徴収後の額とする。

8. 評議員報酬総額は 80 万円以内とする。

9. 役員報酬総額は 532 万円以内とする。